

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2022年2月11日時点

QをクリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

QをクリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、
詳細が決まり次第、各省にて公表される予定です。

新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している事業者に対して給付金を支給	事業復活支援金の支給 ※通常申請受付期間 令和4年1月31日～5月31日	令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上が60%以上または30%～50%未満減少した事業者 売上げが以上の減少：申請法 250万円/個人50万円 売上げが6～9%減少：申請法 150万円/個人30万円 ※法人の上限額は、売上高に応じて3段階	事業復活支援金 相談窓口 【申請者専用】 0120-789-140 ※ I P 電話から：03-6834-7593 【登録確認機関専用】 0120-886-140 ※ I P 電話から：03-4335-7475 (受付時間：土日祝日を含む日8:30～19:00)
休業要請等に応じ、飲食店を休業・営業時間短縮	地方創生臨時交付金の協力要請推進枠 なお、地方創生臨時交付金、地方創生臨時交付金は、コロナ対策の観点からは自治体が自由裁量高く活用することが可能です。	【中小企業】緊急事態措置区域 又はまん延防止等重点措置地域※(仮称)※ 売上高に応じて1日 3～10万円 又は2時間までの時間短縮 売上高に応じて1日 2.5～7.5万円 ※非営利法人は、20時までの時間短縮のみ それ以外の地域(時間短縮は、非営利法人に対して20時までのみ) 時間短縮を行う場合には売上高に応じて1日 2.5～7.5万円 ※稼働時間短縮の割合により、1日平均2万円とすることも可能。 【大企業】時間短縮を行う場合には売上高減少額に応じて1日最大 20万円 ※中小企業も適用可能 ※詳細はリンク先のHPをご確認ください。	お近くの都道府県の窓口まで
酒類を提供する飲食店への休業要請、酒類の提供停止の要請の影響で売上が減少する酒類販売事業者への支援	酒類販売事業者支援 ※緊急事態宣言が解除された都道府県において時営業等の要請が行われることにより、令和3年10月分まで支援を実施	月次支援金の給付(売上高が前年同月比で減少した場合、売上減少分を補填し、法人20万円/月、個人10万円/月)について、酒類販売事業者に対し、 ・要件を緩和し、給付対象を売上30%以上減の事業者に拡大 (注) (令和3年7月～10月についてはさらに、2ヶ月連続売上10%以上減で給付対象とする業種あり) ・売上50%以上減の事業者：上限 法人40万円 、個人 20万円 (注) ・売上70%以上減の事業者：上限 法人60万円 、個人 30万円 (注) ・売上90%以上減の事業者(令和3年7月～10月)：上限 法人80万円 、個人 40万円 (注) 注) 具体的な支援額(支援額等)は都道府県ごとに異なるため、各都道府県にご確認ください。	お近くの都道府県の窓口まで
新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けたイベント業界について感染拡大防止対策を徹底しつつ、需要喚起を実施	イベントワクワク割	＜感染症の感染状況を踏まえつつ、一定期間に限定して、官民一体型の需要喚起策を実施＞ ＜キャンペーン期間中のイベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、割引等を行う(2割相当)＞ ＜消費者が安心してイベントに参加できる環境を醸成するため、ワクチン接種者又は検査陰性者を支援対象とする＞ 対象イベント・エンターテインメント テーマパーク、音楽ライブ、映画、演劇、伝統芸能、オンラインイベント、スポーツ観戦会場、美術館、博物館等	イベント主催者・参加者専用窓口 0570-005-272 03-6704-4105 (IP電話) (受付時間：平日8:30～17:30、土日祝日10:00～19:00)
緊急事態宣言等で公演・展示会・遊園地が中止・休園	J-LOD3補助金 水際措置の強化に伴い発生したキャンセル費用等支援の仕組みは、J-LODlive2補助金による支援、公済のみ	《キャンセル費用支援》 (キャンセル費用が200万円以上で最大 2,500万円/10/10 (キャンセル費用が2,500万円以上)以上 5,000万円 、追加で 2,500万円 までの部分は 10/10 、2,500万円を超えた部分は 1/2) 《開催支援》 ①収益性無視で開催した上 5,000万円/10/10 、補助率 1/2 、 1/3 、 1/4 ②ビジネスモデル革新体 1億円 、補助率 1/2	経済産業省コンテンツ産業課 TEL：03-3501-9537 (受付時間：土日祝日を除く10:00～18:00)
【文化芸術・スポーツ】コロナ禍により甚大な影響を受けた文化芸術活動の再興を図る/コロナ禍のスポーツイベント等の開催を支援	コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業 ARTS for the future 2の仕組みは、経済産業省によるアート・スポーツ・文化芸術活動の再興を図る/コロナ禍のスポーツイベント等の開催を支援 全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業	＜ARTS for the future 2＞ 不特定多数者に公開する公演や展示等の活動を行い、収入等を上げる積極的な活動経費を最大 2,500万円/補助 等 ＜経済団体によるアート・スポーツ＞ 全国規模での文化芸術活動の再興を図る/コロナ禍のスポーツイベント等の開催を支援 地域の文化芸術関係団体・事業者を中心に取り組む地域連携活動等について、地域別に最大 5,000万円/補助 ＜全国規模のスポーツイベント等の開催支援＞ 試合開催時の感染対策(広域、コロナ禍における体験機会の提供拡大等に必要費用の一部を補助)	＜ARTS for the future 2＞ ＜経済団体によるアート・スポーツ＞ 担当窓口 TEL：03-5253-4111 ※事業名を電話口でお伝えください。 (受付時間：土日祝日を除く9:30～18:15) ＜全国規模のスポーツイベント等の開催支援＞ スポーツ庁 参事官(民間スポーツ担当) TEL：03-6734-3943 (受付時間：土日祝日を除く9:30～18:15)
文化施設の活動継続・発展とウィズコロナを見据えた活動再開・再生に向けた支援を実施	文化施設の活動継続・発展等支援事業	文化施設における感染防止対策のための費用や「新たな活動」に向けた設備等に必要な機材等の環境整備を支援 (補助率：1/2)	文化庁企画調整課 TEL：03-6734-3143 (劇場・音楽堂等について) TEL：03-6734-4897 (博物館について) (受付時間：土日祝日を除く9:30～18:15)

新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けた商店街等について感染拡大防止対策を徹底しつつ、需要喚起を実施	がんばろう！商店街事業 ※事業の開始時期については、感染状況等を踏まえ調整中	イベント実施やWEBサイト制作、商品開発等に際して、1件あたり以下の上限額まで支援 ① 1者による単独申請 1申請当たり 100万円/10/10 (600万円まで) まで補助 ② 2者以上による申請 1申請当たり 100万円/10/10 (600万円まで) まで補助 ③ 3者以上の事業者による申請 1申請当たり 100万円/10/10 (600万円まで) まで補助 ※支援額を拡大した際には、高経費の2/3を自己負担 ※ワクチン接種、検査パッケージの導入に伴う費用を支援対象に追加	がんばろう！商店街事務局 03-5544-7612 (受付時間：土日祝日を除く10:00～18:00)
飲食店の第三者認証制度等の活用による安全・安心の確保を前提とした仕組みとともに、飲食事業の需要喚起策を実施	Go Toイート事業 ※感染状況を踏まえ一部地域で一時的に利用中止	◆地域で登録されている飲食店で使えるプレミアム付食券を、都道府県単位の事業者が域内で販売 ◆事業は、感染状況を踏まえて各都道府県毎に実施。事業実施期間は3ヶ月間 ※12月15日までとした事業期間は、令和3年度補正予算により延長 ◆プレミアム率は25%又は20%(都道府県により異なる)	コールセンター 0570-029-200 (050-3734-1523) (受付時間：年末年始(12月29日から1月3日)を除く10:00～17:00)
居住地と同一県内の旅行・隣接都道府県からの旅行者による県内旅行を支援/感染防止対策等を実施する宿泊事業者を支援	地域観光事業支援 ※感染状況を踏まえ一部地域で一時的に利用中止	居住地と同一県内の旅行、隣接都道府県からの旅行者による県内旅行について 1人当たり 5千円/2 、商品代金の50%支援 前払宿泊・旅行券の発行 ※1 ワクチン接種、検査パッケージの活用等により安全・安心を確保した上で、旅行・宿泊商品の割引等を実施予定。 ※2 地域観光事業者は、2/3の自己負担 ※3 サーマライズ、検温、検温、検温、検温、検温	居住地と同一県内の旅行支援について 【東日本担当】 【西日本担当】 観光庁観光地域振興課 観光庁外客受入事務局 TEL：03-5253-8326 TEL：03-5253-8972 (受付時間：土日祝日を除く9:30～18:15) 宿泊事業者による感染防止対策等への支援について 【東日本担当】 【西日本担当】 観光庁観光地域振興課 観光庁外客受入事務局 TEL：03-5253-8330 TEL：03-5253-8972 (受付時間：土日祝日を除く9:30～18:15)
ワクチン接種証明等の活用による安全・安心の確保を前提とした仕組みとともに、新たな観光需要喚起策を実施	Go Toトラベル事業 ※専門家の意見を踏まえ、年末年始の感染状況を踏まえて感染した上、国土交通大臣が関係大臣と協議し実施時期を決定	ワクチン・検査パッケージの活用等により安全・安心を確保した上で、旅行・宿泊商品の割引等を実施予定。 ＜施策概要：再開時～GW前＞ 旅行商品割引率： 30% 割引上限額： 100万円 (交通系旅行商品の増設) クーポン券： 3,000円 (平日の場合) ※GW後は都道府県による事業とし、地域の実情に応じて柔軟に割引率等を設定。	Go Toトラベル事務局コールセンター ＜一般利用の方＞ TEL[1]：0570-002442 TEL[2]：03-6636-9457 (受付時間：10:00～19:00 ※年中無休) ＜事業者の方＞ TEL[1]：0570-017345 TEL[2]：03-6747-3986 (受付時間：10:00～19:00 ※年中無休)
地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化を図る	地域一体となった観光地再生・観光サービスの高付加価値化	＜地域計画の作成支援＞ 中長期的な観光地の再生、高付加価値化プラン(地域計画)の作成に向け、専門家派遣等による伴走支援 ＜地域計画に基づく事業支援＞ 観光地の宿泊施設の大規模改修、景観改善等に資する廃屋撤去支援等に最大 1億円 補助	観光庁観光産業課 TEL：03-5253-8330 (受付時間：平日10:30～18:30)
売上減で資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資 日本公庫・商工中金の申請期限：令和4年3月末まで	3年間実質無利子 最長5年間元本据置 公庫(国民) 最大 6千万円 公庫(中小)・商工中金 最大 3億円	日本公庫 → 0120-154-505 (受付時間：平日のみ9:00～17:00) 商工中金 → 0120-542-711 (受付時間：平日のみ9:00～17:00)
新分野展開や業態転換で事業を立て直したい	事業再構築補助金 第6回公募期間：令和4年1月20日～3月24日 ※申請の受付期間は2月中旬を予定	新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合、上限 1億円 まで最大 2/3 (中堅は 1/2) で補助 さらに、経営状態の改善や外出自粛の影響で令和3年1～9月のいずれかの月の売上が前年同月比で最大 30% 以上減少した事業者は 3/3 (中堅は 2/3) に引上げ(上限1,500万円)	事業再構築補助金事務局 ＜ナビダイヤル＞0570-012-088 ＜IP電話＞03-4216-4080 (受付時間：日曜祝日を除く9:00～18:00)
感染防止対策をしつつ、販路を開拓したい	持続化補助金 (低感染リスク型ビジネス枠) 6次締切：令和4年3月9日	小規模事業者に最大100万円まで3/4補助 さらに、緊急事態宣言の影響で令和3年1～9月のいずれかの月の売上が前年同月比で最大 25% 以上減少した事業者は最大 500万円 に引上げ	小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠) コールセンター 電話：03-6731-9325 (受付時間：土日祝日を除く9:30～17:30)
高機能な換気設備を導入して感染リスクを抑えたい	大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業	中小企業等の高機能換気設備及び同時に導入する空調設備の導入費用に対して 2/3 補助※ ※給排気のCO2排出量の削減が必要	環境省 地球温暖化対策事業室 0570-028-341 (受付時間：土日祝日を除く10:00～18:00)

事業を守る

事業を守る

